

国立大学法人東京工業大学における兼業先の企業からの奨学寄附金の受入れに関する取扱要項

〔平成17年3月25日〕
利益相反委員会決定

国立大学法人東京工業大学の役職員（以下「役職員」という。）の兼業先企業から当該役職員を事業担当者とした奨学寄附金の受入れについては、国立大学法人東京工業大学利益相反委員会規則（平成16年規則第174号。以下「利益相反委員会規則」という。）及び国立大学法人東京工業大学奨学寄附金取扱要項（平成16年4月1日学長裁定）によるもののほか、次のとおり取り扱う。

1．役員等への兼業の場合

役職員が企業の役員等の職を兼業している場合は、当該企業から当該役職員を事業担当者とした奨学寄附金は受け入れない。

2．その他の職への兼業の場合

（1）企業で役員等の職以外の職に兼業している役職員が当該企業から奨学寄附金を事業担当者として受け入れようとする場合は、本学の利益相反マネジメントポリシー及び利益相反委員会規則に基づき、別紙様式1により産学連携推進本部を經由して利益相反委員会に届け出るものとする。

（2）利益相反委員会は、（1）の届出に基づき、対応策が必要な場合は対応策を決定し、当該役職員に通知するものとする。

（3）当該役職員は、当該奨学寄附金を受け入れた日の1年経過後、奨学寄附金の用途等を別紙様式2により産学連携推進本部を經由して利益相反委員会に報告するものとする。

（4）利益相反委員会は、（3）の報告に基づき、対応策が必要な場合は対応策を決定し、当該役職員に通知する。

（5）上記（1）から（4）の届出、報告又は対応策は、必要に応じて、利益相反委員会が兼業審査委員会に報告するものとする。

3．上記1及び2にかかわらず、役職員の兼業先の企業からの学長又は部局長等を受入先とする奨学寄附金は、これを受け入れる。この場合、奨学寄附金申込書の備考欄に当該役職員に関連した奨学寄附金である旨を記載する。「奨学寄附金からの共通経費（光熱水料を含む。）負担について」（平成16年4月1日学長裁定）に基づく共通経費の徴収は、奨学寄附金申込書備考欄に記載された内容により、奨学寄附金受入審査会が判断する。

4．この要項について疑義が生じた場合は、利益相反委員会において協議する。

平成 年 月 日

国立大学法人東京工業大学利益相反委員会委員長 殿

下記のとおり、届け出ます。

氏 名 印
所属・職名等

届 出 書

兼業先企業名	
兼業先での役職	
兼業先での報酬(年額)	
奨学寄附金の額	
奨学寄附金の主な使途(予定)	(記入例) ・学資金のため ・ に関する研究のため
奨学寄附金の受け入れ予定年月	年 月
奨学寄附金の受け入れ月日 (事務局で記入)	年 月 日

平成 年 月 日

国立大学法人東京工業大学利益相反委員会委員長 殿

下記のとおり、報告します。

氏 名
所属・職名等

印

報 告 書

兼業先企業名	
兼業先での役職	
兼業先での報酬(年額)	
奨学寄附金の額	
奨学寄附金の受け入れ月日	年 月 日
既に使用した奨学寄附金の額	
奨学寄附金の主な用途	(記入例) ・学資金のため ・ に関する研究のため
研究に使用した場合の研究テーマ	